

主に精神障害に対応

北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ）

住所 北区宮原町 2-62-17

電話番号 048-661-7092 ファックス 048-661-7093

ホームページ

開所 月曜日から金曜日、及び第2・4土曜日（祝日、年末年始を除く） 9時から17時30分まで

大宮区障害者生活支援センター（やどかり）

住所 大宮区東町 1-141-6 第2吉田ビル1階

電話番号 048-795-4720 ファックス 048-795-4721

ホームページ http://www.yadokarinosato.org/jigyousyo_syoukai/soudan/soudansien/

開所 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 9時から18時まで

見沼区障害者生活支援センター（やどかり）

住所 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ 105

電話番号 048-682-1101 ファックス 048-687-0517

ホームページ http://www.yadokarinosato.org/jigyousyo_syoukai/soudan/soudansien/

開所 火曜日から土曜日（祝祭日、年末年始を除く） 9時から18時まで

浦和区障害者生活支援センター（やどかり）

住所 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和 104

電話番号 048-793-6373 ファックス 048-793-6376

ホームページ http://www.yadokarinosato.org/jigyousyo_syoukai/soudan/soudansien/

開所 火曜日から土曜日（祝祭日、年末年始を除く） 9時から18時まで

すべての障害に対応

西区障害者生活支援センター（ゆめの園）

住所 西区高木 123-4 カーサ辰巳 1階

電話番号 048-623-1768 ファックス 048-622-8807

ホームページ www.happynet.or.jp/facility/nishiku-syougaisya/

開所 月曜日から金曜日（1月1日から3日を除く） 9時から17時まで

中央区障害者生活支援センター（来夢）

住所 中央区鈴谷 7-5-7

電話番号 048-859-7231 ファックス 048-852-3276

ホームページ <http://www.kounuma.org/html/sasaeru.html>

開所 月曜日から日曜日（祝日、年末年始、月1回土曜を除く） 9時から18時まで

桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）

住所 桜区田島 4-10-8 1階

電話番号 048-783-7800 ファックス 048-783-7799

ホームページ <http://www.sibiraki.jp/branch.html>

開所 月曜日から金曜日、及び第1・3土曜日（祝日、年末年始を除く）9時から18時まで
（補足）ただし、第1・3土曜日は祝日でも開所 9時から18時まで

南区障害者生活支援センター（あみ〜ご）

住所 南区白幡5-11-16

電話番号 048-866-5098 ファックス 048-866-5128

ホームページ <http://sakuraso.net/publics/index/27/>

開所 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）9時から17時まで
及び月1回土曜日9時から13時まで
（補足）土曜日の開所日については上記ホームページに掲載

南区障害者生活支援センター（社協ひまわり）

住所 南区沼影1-10-1 ラムザタワー1階

電話番号 048-710-8105 ファックス 048-864-0570

ホームページ <http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-minamiku.html>

開所 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）8時30分から17時まで

緑区障害者生活支援センター（むつみ）

住所 緑区東浦和3-2-7 サンライトマンション103号

電話番号 048-607-1467 ファックス 048-607-1467

ホームページ <http://www.saicity-j.or.jp/s-midoriku-sien.html>

開所 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）9時から18時まで

岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）

住所 岩槻区仲町2-5-3 一条ビル1階

電話番号 048-793-4701 ファックス 048-793-4702

ホームページ <http://sasanokai.or.jp/jigyousho/sasaboshi/>

開所 月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）9時から18時まで
（補足）ただし、第4土曜日は除く